

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

【問合せ】税務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。

年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申請書を提出することにより口座振替による納付へ変更ができます。なお、納付書による納付はできません。

●特別徴収に該当する条件/次の条件すべてにあて

- ① 国保加入者全員が65〜74歳の世帯はまる場合です。
- ② 国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
- ③ 世帯主の年金額が年額18万円以上の方(ただし、年金は担保に供していないものに限りませう)
- ④ 介護保険料の年金支払額と国保税の合計が当該月に支払われる特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えない方

●納める時期と算定方法

仮徴収	4月	前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。
	6月	新規で特別徴収に該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6
	8月	継続して特別徴収に該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。
本徴収	10月	前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。
	12月	新規で特別徴収に該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。
	2月	継続して特別徴収に該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

国民健康保険税に関するQ&A

Q 10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか。

A 国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付していただくため、各月納期分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になりますが、7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。

Q 10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか。

A 年度途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険分を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険分は、はじめから4月から9月の6か月で計算していますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。

Q 今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されていますか。

A 年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される納税通知書で、あらかじめ誕生日の前月分までの加入期間で計算され、8期で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますがご了承ください。

Q 年金からの天引きではなく、納付書で納付したいのですができますか。

A 65歳以上の方の国保税については、本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者は年金天引きの対象となっています。ただし口座振替により納付することはできません。口座振替を希望される場合は、金融機関への口座振替依頼および市役所窓口へ納付方法の変更申請書の提出が必要です。

Q 毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか。

A 税率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件の一つに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支給額の違いで切り替わる場合があります。また75歳に到達する年度は納付書での納付(普通徴収)となります。

Q 同一年度内に年金天引き分と納付書での納付分と両方あるのですか。

A 特別徴収に該当する要件を満たすと年金からの天引きが始まります。新たに仮徴収が始まる方は昨年の税額をもとに仮徴収額を算定するためその分は天引きとなり、改めて本年度の税額を計算したところ年金天引きの要件を満たさなくなる場合があります。そうした場合、4月、6月、8月は年金天引き、10月の本徴収からは納付書での納付となります。

6月は

「男女共同参画月間」です



【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112

「女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場の実現」を目指し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくるのが大切です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか?

田沢湖図書館、学習資料館、西木公民館に、特設図書コーナーを設けましたので、ぜひご利用ください。

会計年度任用職員を募集します

【問合せ】保健課(健康管理センター) ☎(55)11112



- 業務内容/住民健(検)診に係る事務補助
- 募集人数/2人
- 雇用期間/7月30日(休)〜10月4日(日)
- ※休日の勤務もあります。
- ※新型コロナウイルス感染拡大時は、雇用期間が変更になる可能性があります。

● 申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を7月10日(金)17時まで、保健課へ持参してください。

● 選考方法/書類選考および面接
※面接口時は後日お知らせします。

生保内節益全国大会の中止のお知らせ



【問合せ】生保内節益全国大会実行委員会事務局(仙北市民会館内) ☎(43)31433

9月26日と27日に開催を予定していましたが、令和2年度の生保内節益全国大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大会実行委員会が協議した結果、出場者や来館者などの安全を第一に考え、中止することになりました。開催を心待ちにしていた民謡愛好家の方々や市民の皆さま、大会関係者の皆さまには、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後は新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視し、来年度以降の開催に向け取り組んでいきます。

生保内節益踊り大会の中止のお知らせ



【問合せ】生保内節益踊り実行委員会事務局(田沢湖公民館内) ☎(43)1061

生保内節益踊り実行委員会では、新型コロナウイルスの影響を検討し、拡大を防止するため、8月に開催を予定していましたが「生保内節益踊り大会」を中止としました。

来年度、大会を開催する際は改めてお知らせします。ご理解をよろしくお願い申し上げます。

市営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係 (西木庁舎) ☎ (43) 2295



● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅3-34 (築42年)	角館町菅沢42-61	3DK	3階建 2階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅4-54 (築42年)	角館町菅沢42-61	2LDK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅5-66 (築41年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅6-88 (築41年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 2階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
さくらぎの里D-4-2 (築23年)	角館町雲然荒屋敷409	3LDK	2階建	21,500円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)
公園南団地1-4 (築36年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 1階	21,000円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地3-2 (築36年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 3階	21,000円から (所得額による)	駐車場あり
松葉住宅西201 (築17年)	西木町榎木内字松葉247-3	2LDK	2階建 2階	35,000円から	駐車場あり (駐車料金あり)
ニュータウン塚野腰6-東 (築21年)	西木町西荒井字塚野腰164-1	3LDK	平屋 2戸建	18,900円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)
ニュータウン塚野腰18-西 (築18年)	西木町小淵野字西田124	3LDK	2階 2戸建	20,100円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(FF式など)または電気ストーブを使用。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間
6月16日(火)～29日(月)
- 入居資格/次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方。
④ 市税を滞納していない方。
⑤ 暴力団員でないこと。
※ 単身入居の場合は条件がありませんのでお問い合わせください(昭和36年4月1日以前に生まれた方は申込可能など)。
※ 市外在住の方でも入居可能です。
※ 松葉住宅の月額家賃については定額となります。
● 申込方法/申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
● 提出先/申込書設置場所/建設課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
● 添付書類
① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できる



- ② 入居希望者全員の令和2年度市県民税課税証明書各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
- ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各1通)
- ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥ その他特別な事由の書類
※ いずれも市役所窓口で発行されます(手数料がかかります)。
● 選考方法/応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。
● 抽選日時/7月8日(水)14時
● 抽選場所/西木総合開発センター1階 農林研修室(西木庁舎)
● 入居時期/7月17日(金)

仙北市墓地公園の空き区画について

【問合せ】市民生活課 消費生活係(角館庁舎) ☎ (43) 3313

新規の使用許可申請を受付します



柏山墓地公園については空き区画が残り少なくなってきたため、外ノ山墓地公園、門屋墓地公園については返還された区画が発生したため、この度、広く市民の皆さまへお知らせをして募集することになりました。

申請にあたっての注意事項

● 墓地の売買ではありません。

● 「永代使用料」とは、墓地の区画を使用する権利を取得する費用のことです。「永代使用」とは、祭祀を行う相続人などが代々続く限り使用できる権利のことです。不動産売買のような所有権は発生しません。よって、他人に貸したり、譲ったりすることはできません。万が一、祭祀を行う相続人などがいないなくなった場合は、その区画を原状に戻して返還することになります。

● 「管理手数料」とは、公園敷地内の共有部分の除草や手入れなどの維持管理のために毎年支払う費用です。3年間納付しなかったときは、使用許可を取り消す場合があります。

● 墓地区画内の維持管理は、使用者自身で行っていただきます。

● 墓地を返還された場合、永代使用料および管理手数料の返還はありません。

● 仙北市墓地公園には、合葬墓や納骨堂はありません。

● 墓地の名称および位置

▶ 柏山墓地公園(田沢湖生保内字柏山39-1)

▶ 外ノ山墓地公園(角館町鳥木沢146)

▶ 門屋墓地公園(西木町門屋字入江97-6)

● 必要な書類
● 墓地使用許可申請書(窓口で配布)

● 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

● 本人確認できるものの写し(免許証、マイナンバーカードなどの写し)

● 申込の資格/仙北市に住所または本籍を有する方

● 受付期間/7月1日(水)～7月15日(水)

● 許可について/書類審査および申請者への詳細な聞き取りを行い、承継などに問題がない場合に受理し、許可します。ただし応募者多数の場合は、公開抽選(申請者によるくじ引き)を行います。

※ 今回募集した後、なお空き区画が残った場合には、随時使用許可申請を受付します。

● 担当課・受付窓口/市民生活課消費生活係(☎43-3313)

▶ 柏山墓地公園は、田沢湖地域センター(☎43-1147)でも受付可。

▶ 門屋墓地公園は、西木地域センター(☎43-2200)でも受付可。

● 空き区画数・面積・永代使用料・管理手数料/現在の空き区画です。

墓地の名称	募集区画数	間口	奥行	区画面積	永代使用料	管理手数料(年)
柏山	3区画	5m	4m	20㎡	350,000円	7,550円
	3区画	4m	3m	12㎡	200,000円	4,090円
	7区画	3m	2m	6㎡	81,000円	1,830円
外ノ山	2区画	2m	2m	4㎡	46,000円	1,280円
	3区画	2m	3m	6㎡	300,000円	5,230円
門屋	2区画	2m	2m	4㎡	200,000円	3,140円
	2区画	2m	3m	6㎡	104,000円	1,040円

※ 空き区画の位置図については、担当課および受付窓口で配布します。
※ 申請される方は、申請前に必ず現地確認をお願いいたします(職員の同行なし)。

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です!



【問合せ】農業振興課(西木庁舎)

☎ (43) 2206

「食」は命の源であり、どの世代においても毎日の健全な食生活を送ることにより、心身共に健康で豊かな暮らしにしてくれます。今こそ、栄養バランスのよい食事をし、免疫力の向上に心がけましょう。

この機会に、家族や身近な友人と楽しく食卓を囲み「食」について話し合ってみませんか。

就学や教育に関する相談会を行います

【問合せ】北浦教育文化研究所(角館庁舎) ☎(43)33387



子どもの発達や気になる行動への対応、就学に関する相談などについて、保護者を対象に教育相談を行います。

- 日時／《前期》7月29日(水)
- 《後期》9月16日(水) 10時～15時

《場所》角館交流センター

●相談申込／北浦教育文化研究所に電話でお申し込みください。前期は7月13日(月)正午、後期は9月1日(火)正午までに連絡をお願いします。また、保育園・こども園・小学

校・中学校から「教育相談票」を受け取り、必要事項を記入して、当日会場に持参してください。
※例年、「できる限りお子さんと一緒に参加していただきたい」とご案内をしていましたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今年度は保護者のみとの相談とさせていただきます。お子さんの来場は「ご遠慮」ください。
※相談会当日、発熱や倦怠感などの症状がある場合は、北浦教育文化研究所まで連絡してください。

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

【問合せ】農業委員会事務局(西木庁舎) ☎(43)22009



12月19日で任期が満了するのに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。農業委員などの職務内容など、詳しくは農業委員会だよりに掲載しましたのでご覧ください。

- 募集人数・任期／農業委員：17人・12月20日～令和5年12月19日
- 農地利用最適化推進委員：20人(地区割りによる)・委嘱された日(令和5年12月19日)

●応募要件／農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、そのほか農業委

員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができるところ。

●推薦・応募方法／所定の様式に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ持参または郵送してください。

※必要な書類は農業委員会事務局、田沢湖・角館地域センター、各出張所にあります。また、仙北市ホームページ <https://www.city.semboku.akita.jp/news/topics/watatsunew.php?cid=26268> でもダウンロードできます。
●募集期間／6月18日(水)～7月17日(金)(必着)

ナイス温泉フッキー事業抽選日のお知らせ

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)33315



皆さまの健康管理に役立てていたため、温泉入浴効果によるリラックス度と身体バランスを総合的に評価することができると疲労ストレス測定器を市内4施設に設置しています。

疲労ストレス測定結果票(入浴前後の2枚で1組)を3回分6枚集めていただくと、「温泉入浴無料券」が当たる抽選に応募することができます。

- 第1回抽選日／6月26日(金)
- ※次回抽選日は、9月25日(金)を予定しております。

●設置場所／市民浴場 東風の湯、角館温泉 花葉館、西木温泉ふれあいプラザクリオン、アルパーク
●応募方法／各温泉施設に置いてある応募用封筒に、住所・氏名・電話番号をご記入のうえ、測定結果票6枚を入れて、その場で応募箱に投函してください。応募いただいた中から、年4回の抽選で「温泉入浴無料券」を当選者に発送します。
※抽選日(金)に1人3回まで応募用封筒を投函していただけます。

夜間納税・納付窓口を開設します

【問合せ】収納推進課(田沢湖庁舎) ☎(43)1123



日中、仕事などで市税および各種料金を納めることができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則としますため、納付書を持参していない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

また、諸事情により市税などを納めることが困難な方のために納税相談窓口もあわせて開設します(お気軽にご来庁ください)。

- 日時／6月30日(火) 17時15分～19時
- ※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。
- 場所／収納推進課、税務課、角館・西木地域センター(正面玄関からお入りください)

●6月30日(火)納期限の税目／市県民税(普通徴収) 第1期分

※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、各地域センターにご相談ください。

障がい者を虐待から守りましょう！

【問合せ】仙北市障がい者虐待防止センター(社会福祉課内・西木庁舎) ☎(43)2288 / FAX(47)2116



仙北市障がい者虐待防止センターでは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある方や、心身の社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要の方が、虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(放棄・放任)、経済的虐待)を受けたり、虐待が疑われるような場合に相談を受け付けています。内容に応じて、被害者やご家族などが必要な支援を受けられるよう関係機関と連携して対応します。

市民の皆さまからの一報が、早期発見と被害者の迅速な支援につながりますので、ためらわずにまずはご相談ください。



自立支援医療制度(精神通院医療)を知っていますか？

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎(43)22888



精神疾患の外来通院にかかる保険診療の医療費(病院での診察・検査代+調剤薬局のお薬代、デイケア、訪問看護などの費用を含む)の一部を公費で負担することにより自己負担額が原則1割に減額される制度です。

対象となる精神疾患は、統合失調症、気分障害(うつ病)、双極性障害など、不安障害(パニック障害、強迫性障害、PTSDなど)、薬物、アル

コール依存症、知的障害、心理的発達の障害、アルツハイマー病型認知症、血管性認知症、パーソナリティ障害、てんかんなどです。

自己負担額については、世帯収入と症状によって、負担額の上限が定められます。

申請の受付窓口は、社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、各出張所で行っています。

かくのだてフィルムコミッション

ロケーションだより

かくのだてフィルムコミッション(仙北市観光課内) ☎43-3352
<https://kakunodate-fc.jp/>

新型コロナウイルス感染症対策として、一時的に休止されていたテレビの撮影なども緊急事態宣言の解除により、再開の兆しを見せ始めました。

今後どのようにロケ支援を行っていくのかをかくのだてフィルムコミッション(以下FC)として考えなければなりません。

現在、NPO法人ジャパン・フィルムコミッション(以下JFC)がロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを策定中です。それぞれの地域で、住民の生命と健康を守ることが重要と感じます。

先口、JFCの理事で構成される、インターネットを通じてのオンライン会議がありました。新型コロナウイルス感染症に関する会議で、わずか二日前に召集されたにも関わらず出席率は高く、全国各地の理事が自

宅や職場、外出先などから参加しました。自分自身、慣れないオンライン会議でしたが、移動の必要がない、拘束時間が短いなどのメリットもありますので、有効な手段と感じました。しかしながら、実際に顔を合わせて懇親を深めることも大事だと思います。これからは、実会議とオンライン会議を上手に使い分けていくようにするのが感じました。

かくのだてFCが支援した映画「君から目が離せない～Eyes On You～」のDVDが発売されました。秋田市出身の秋沢健太郎さんが主演を務めており、劇中には仙北市の魅力的なロケーションがたくさん映し出されています。

インターネットの販売サイト <https://animebodyparts.com/> より購入できます。価格は3800円(税込)となっております。ぜひとも多くの人に観てもらいたいと思います。

(会長 坂本洋)



「君から目が離せない～Eyes On You～」DVDとパンフレット